

海部地区水防事務組合パートタイム会計年度 任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年10月25日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与及び費用弁償)

第2条 パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によるものとする。

(その他)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(海部地区水防事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海部地区水防事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年海部地区水防事務組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表その他の非常勤の職員の項を削る。